

## 高校就学支援金について（平成26年4月以降入学の場合）

1. 国には「高等学校等就学支援金」制度があり、国公私立を問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が30万4,200円（年収910万円程度）未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。
2. 就学支援金として支給される額は、年額118,800円（月額9,900円）で、「市町村民税所得割額」が以下に該当する私立高校生の世帯には、就学支援金の加算があります。

年収 250万円未満程度	2.5倍
年収 250～350万円程度	2倍
年収 350～590万円程度	1.5倍
3. 就学支援金の申請のためには、課税証明書（市町村民税所得割額が記載されたもの）と申請書（学校を通して配布）を学校へ提出します。  
手続きは、高校1年生の時だけでなく、高校在学中毎学年度行います。
4. 就学支援金は、学校が生徒（保護者）本人に代わって受け取り、授業料に充てられます。従って、生徒（保護者）は、学校の校納金と就学支援金の差額を学校へ支払うこととなります。

※詳細な情報は、文部科学省のホームページへアクセスして下さい。